

1 新潟市子ども条例（素案）に対するご意見の概要と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
1		「新潟市子どもの権利条例」とすること。 条文の中には権利という言葉が頻繁に出てくる。内容を市民に理解してもらうためには名称は重要。		
2		名は体を表す。「子どもの権利を明らかにする」(第1条) 条例であるから、端的にそのような名称にすればよい。児童福祉法でも最近の改正によりようやく児童が権利の主体であることが明記された(同法1条)。新潟市が子どもの「権利」条例を制定することは正に時宜にかなっている。上越市も「子どもの権利条例」である。このような名称にすることによる弊害は微塵もない。		
3		名称については「権利」を入れてください。 第1章の総則及び基本理念に子どもの権利がある。「子ども条例」では目的が伝わらない。文章中に何度も「子どもの権利」とあることから「新潟市子どもの権利条例」をお願いします。	この条例素案は、子どもの権利に関する理念をうたうだけにとどまらず、子どもに関わる政策全般を具体的に進める条例となることをを目指しています。 条例素案は、第1章から第6章からなり、第2章を「子どもの権利」とし、第1章の基本理念で示された「子ども固有の基本的権利」を土台に、子どもにとって大切な権利を5つの視点で明確に規定しました。	
4	条例の題名	「新潟市子どもの権利条例」とすること。 新潟市に子どもの条例ができたことは評価しますが、内容は子どもの権利についてなので、「新潟市子ども条例」ではなく「新潟市子どもの権利条例」にするほうが、国連の「子ども権利条約」もすぐに思い浮かび、広報周知が容易になると思います。最近の「SDGs」の活動にもつながり、市民に広く周知できると思います。	その上で、第4章に子どもの権利侵害における市の責務を、第5章に子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するために「子どもの権利推進委員会」を設置することなど、具体的な政策を規定しています。 子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すとともに、その声を代弁し、子ども政策をこれまで以上に押し進めるための根拠条例として、「新潟市子ども条例」としました。	なし
5		名称は「新潟市子どもの権利条例」としてください。 条文の目的にも「子どもの権利及び…」、その他条文中にも「子どもの権利」という言葉が頻繁に出てくるので、ぜひ「子どもの権利条例」として市民に子どもの権利について広く周知していただきたい。		
6		「新潟市子どもの権利条例」としていただきたい。 「権利」という言葉が頻繁に出てくる。市民に広く理解してもらうために人権という主旨で名称にきちんと「権利」を入れていただきたい。		

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
7	条例（素案）全体	<p>条例（素案）内容は、指摘する箇所が無く良いと思います。</p> <p>多くの市民が本条例ができる事を知り、一度は条例内容を読み理解し、制定後には、市民みんなで将来を担う子ども達を守り育てる行動をしようではないかと願う市民の一人です。</p>	お寄せいただいたご意見、ご期待に沿うよう、本条例制定後には、全ての市民に対し本条例について十分な周知が図られ、本市のあらゆる施策の根幹として機能するよう、併せて子どもに寄り添った様々な施策の推進について、市議会として提言してまいります。	なし
8	条例（素案）全体	「豊か」とはどういうことなのか。	「豊か」とは、十分に満ち足りている様を意図していますが、その尺度については個人差があるものと考えます。子どもが社会の多様な状況下で他者と関わり、様々な経験を重ねる中で、自身が満足感を持って日々を過ごすことができる状況を「豊か」と表しています。	なし
9	条例（素案）全体	条文に幾度となく「努めなければなりません」とありますが、「努める」等と言い切ってください。	それぞれの立場に対し、努力義務を課すことを規定するものであり、本条例では「努めなければなりません」という表現で統一しています。	なし
10	条例（素案）全体	<p>罰則を入れてください。 責任の所在をはっきりさせる、あいまいな表現では「条例を作った」で終わります。</p>	子どもの権利を保障するため、おとの責務として、市、保護者、学び・育ちの施設の関係者、事業者、市民が連携・協力することとしており、子育ての責任は特定の者に押し付けるものではないと考えるため、罰則規定は設けずに取り組みを進めています。	なし
11	前文	<p>同じような内容が繰り返されているため、以下の代案のようにしてはどうか。</p> <p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① おとの責務 ② 子どもがもつ権利 ③ おとなとの関係の保障により子どもに培われるものや子どもが気付くこと ④ 条例の目的を達成するために必要なこと ⑤ 本市における子どもの役割 ⑥ おとの責任 ⑦ 条例制定に向けた願い <p>(代案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの権利 ② 子どもの役割 ③ おとの責務 市としての責務 ④ 条例制定について 	前文については、条例全体にかかる基本的な子ども観や子どもの権利に対する考え方、児童の権利に関する条約の理念を示し、条例の意義と制定の決意を宣言するものです。	なし

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
12	前文	<p>「子どもが、一人の人間として、すこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。」は「子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、社会を構成する仲間として成長することは、大切なことです。」と修正することを提案する。</p> <p>子どもには今しかない、大人と違って先延ばしにできない、今しかできない貴重な経験が多い。子どもは未来を担うから尊い、大切にされる、というものではない。子どもは子どものままで、社会の一員として、今のありのままの子ども自体が大切にされなければならない、と考える。</p>	<p>第3条の基本理念において、子ども固有の基本的権利を「一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利」としており、ご意見のとおり、「すこやかで豊かに生き」を「今をすこやかで豊かに生き」と修正します。</p> <p>なお、「未来を担う仲間」という表現には、これから的新潟市を築いていく子どもが、豊かな子ども期を過ごし、希望ある未来に向けて成長してほしいという願いを込めてのことから、原文のまとします。</p>	あり
13	前文	<p>「大切にされているとの肯定感」は「大切にされているとの自己肯定感」と修正することを提案する。</p> <p>自己肯定感という言葉は定着しており、「自分を肯定できる」ことの意義や重要性を明確にするためにはこちらが適切と考える。</p>	ご意見のとおり、「肯定感」を「自己肯定感」に修正します。	あり
14	前文	<p>「ふるさとの伝統文化と産業を継承発展することを願い」は、違和感がある。</p> <p>「私たちは、子どもが、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り新潟の四季折々の中でかけがえのない子ども期を過ごせる良い環境を創造することの役割を担っている。」としてはどうか。</p>	<p>次代を担う子どもには、新潟市民としての誇りを持って、新潟市の文化と産業を継承してほしいという願いを込めたものです。</p>	なし
15		<p>「ふるさとの伝承文化と産業を継続発展することを」はカットしてもいいのではないか。</p> <p>新潟市民としての誇りを持って生きることを願いで十分通じると考えます。</p>		
16	第1条（目的）	<p>第1条について、「まちの実現に寄与することを目的にします」は、まちづくりに子どもが関与するように感じる。</p> <p>「子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とする」は、「人間としての大好きな子どもの権利、家庭、育ち、学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする」にしてはどうか。</p>	<p>本条例の目指す最終目的は、新潟市が、子どもの権利が保障された子ども期を豊かに過ごすことができるまちとなることです。</p> <p>この目的を達成するため、条例では、子どもにとって大切な権利や市及び保護者等のおとの責務を明らかにするとともに、家庭や学校などの学び・育ちの施設、地域など、子どもが生活するあらゆる場面における子どもの権利の保障を進めるための基本的な事項等を定めています。</p> <p>これについては、条例を制定する際に作成する条文解説に記載します。</p>	なし

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
17	第2条（定義） 第1号	第2条第1号について、子どもの定義中の18歳未満の全ての者と「等しく権利を認めることが適當と認められる者」の意義（何をもって、誰が適當と認めるのか）を明確にすべきである。	「子ども」の定義における「等しく権利を認めることが適當と認められる者」については、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すための規定であり、高校在学中に18歳となった者と、同じく高校に在学している18歳未満の者とを区別して、条例の適用を除外する必要はないことを示しています。 これについては、条例を制定する際に作成する条文解説に記載します。	なし
18	第2条（定義） 第3号	第2条第3号について、「障がいのあるないや、性別等にかかわらず」としてはどうか。 子ども期は心身共に成長する時代なのでLGBTやジェンダーの概念も入れておいた方がいいと思います。	ご意見の趣旨に賛同し、「障がいのある、ないにかかわらず」は「障がいの有無又は性別にかかわらず」と修正します。	あり
19	第2条（定義） 第5号	第2条第5号について、おとなとは何かという定義がない。	本条例における「おとな」は、「子ども」の定義に該当しない全ての者となります。	なし
20	第3条（基本理念）	第3条について、基本理念の1つに「子どもの最善の利益の考慮」を加えるべきである。 児童の権利に関する条約第3条第1項にもある基本概念である。 前文で示された「子どもは、一人ひとりが異なる環境で育ち、一人ひとりが異なる可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。」との認識は適切である。他方で、「北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割」や、「新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、」など、大人の都合ともいいくべき大人が子どもに期待する役割への言及もある。 そこで、あくまでも基本理念は子どもファーストであることは明確に確認されるべきであり、当該子どもの最善の利益を考慮することがうたわれるべきである。 上越市子どもの権利条例第3条第2項第1号もそのような規定となっている。	基本理念の位置づけは大変重要であり、基本理念を踏まえ、条文全体が整理されています。 その上で、基本理念として第3条第1項で、①一人の人間として尊重される権利、②今を豊かに生きる権利、③成長発達する権利の3つを、「子ども固有の基本的権利」と明確に示した上で、それらを現実化するための2つの具体的な権利として、身近なおとなとの受容的な関係性を築く権利と、自然や人との関わりと地域及び社会との関わりの中で生きる権利を規定しました。 ご意見の「子どもの最善の利益の考慮」については、基本理念で示した「子ども固有の基本的権利」の保障の中に含まれるものと考えます。	なし

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
21	第4条（責務） 第1項	第4条第1項について、市の責務が「あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければならない」と極めて抽象的すぎる。 第5条の「周知啓発等」を市の責務として掲げたほうがわかりやすく、実行しやすいと思う。	第5条の「周知啓発等」も、市の責務の一つですが、第4条第1項では、市の責務として、市が計画、実施する事業にとどまらず、その過程における関係機関との調整、住民説明など、市が行う行政行為全てにおいて、子どもの権利を尊重し、子どもの権利の保障に必要な条件整備や支援を行わなければならないことを示しています。	なし
22	第5条（周知啓発等）			
23	第4条（責務） 第4項	第4条第4項について、ワーク・ライフ・バランスについて言及しておりとても良い。 「事業者は、仕事と子育てを両立できる環境づくりに最大限努めなければなりません」はとても良い案であり高く評価します。	ご意見、ご期待に沿うよう、本条例の制定後には、仕事と子育てを両立できる環境やまちづくりについて、市議会として提言してまいります。	なし
24	第4条（責務） 第4項	第4条第4項について、事業者の責務に、他者の責務にはない「最大限」の表現があり、その意味するところが必ずしも明確でないため、削除してはどうか。 ・先行自治体の同様の条例における事業者の責務・役割は必ずしも規定されてはいないが、規定された自治体でも「最大限努力」の表現は見当たらない。 ・「新潟市個人情報保護条例」「新潟市男女参画推進条例」「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」「新潟市食育推進条例」「新潟市障がいのある人も～条例」などにおいても事業者の努力義務規定があるが、「最大限」の表現はない。 ・今後、条例施行をもとに事業所に対応を求めた際に、「最大限」の解釈疑義によって混乱が生じることにならないか。	ご意見のとおり、「最大限」は削除いたします。	あり
25	第6条（子どもの意見表明と参画の促進）	第6条について、表現を変えたほうがいいのではないか。 「子どもが意見を表明する機会」は「子どもの思いや願いを受け止める機会」としてはどうか。	児童の権利に関する条約第12条で定める「子どもが意見を表明する権利」を尊重し、市は施策等への子どもの参画促進に努めることを定めるものです。	なし
26	第2章「子どもの権利」全体	重複しているので①～④でまとめてはどうか ①安心して生きる権利 ②豊かに生き育つ権利 ③自分らしく生きる権利 ④身近な大人との受容的な関係をつくる権利 ⑤社会に参加する権利 ↓ ①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 ④参加する権利	子どもにとって大切な権利について、基本的な考え方を示す規定です。重複している考え方もありますが、子どもに保障されるべき権利を整理したものです。	なし

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
27	第7条（この章に規定する子どもの権利） 第2項	「成熟の度合い」は個性や特性、or特性にしてはどうか。	子どもは個性や特性により成熟の度合いが違うため、その違いに応じた配慮や支援が必要なことを述べています。	なし
28	第13条（家庭における保障） 第2項			
29		道徳は、自然に生まれるものであり強制するものでない。 第7条第3項の「この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければならない」については、「道徳の保護」は消去してはどうか。		
30	第7条（この章に規定する子どもの権利） 第3項	第7条第3項について、「道徳の保護」は削除すべきである。 日本国憲法において人権制約の理由とできるのは「公共の福祉」のみである（憲法第13条）。「公共の福祉」は人権相互の矛盾・衝突の調整を図る概念として説かれている。「道徳の保護」はこれを超えており、「道徳」の意味内容も判然とせず、「道徳の保護」に配慮して権利行使する場面というのも具体的に想定できない。憲法にない人権制約原理を条例に規定することは、憲法違反の疑いがある。	子どもの権利を行使する時には、社会のルールを守り、相手にも同様に権利があることを十分に認識し、他人の迷惑にならないようにすることが必要なことを規定しており、この条例では、他者への感謝の気持ちや思いやりを大切にしてほしいという思いを「道徳の保護に配慮」としてうたっているものです。 これについては、条例を制定する際に作成する条文解説に記載します。	なし
31		第7条第3項について、「道徳の保護」はカットしていただきたい。 道徳は強制するものではないと考えます。		
32	第8条（安心して生きる権利）	子どもたちが安心して生きられるためには、保護者や施設の環境が劣悪だと、実効性が保てない。 第8条第7項に「保護者および学び・育ちの施設の職員に、子どもを育てる環境や条件が保障されること」を加えてはどうか。	第8条は子どもが主体の権利をまとめたものです。 保護者については第13条第8項に、学び・育ちの施設の施設関係者については第14条第9項に、いただいたご意見の趣旨が含まれているものと考えます。	なし
33	第8条（安心して生きる権利）	第8条について、生きるというよりも生活という観点にして、 ・食事が与えられること。 ・清潔な衣類を身に着けることができること。 ・自分の居場所があること。 を追加してはどうか。	いただいたご意見の趣旨については、第8条及び第9条で規定する子どもにとって大切な権利に含まれているものと考えます。	なし

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
34	第8条（安心して生きる権利） 第4号	第8条第4号について、虐待の定義は、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待なので重なっているのではないか。	子どもの日常生活の中で起こり得る重大な権利侵害の例を挙げたものです。	なし
35	第9条（豊かに生き、育つ権利） 第1号	第9条第1号について、「自分に合ったペースで生活すること」をどのように解釈すればよいかわかりませんでした。	子どもが、それぞれ自分に合った生活のペースを尊重されることが、豊かな子ども期を過ごすための基本となる条件だと考えます。	なし
36	第9条（豊かに生き、育つ権利） 第2号	<p>第9条第2号について、「学ぶこと。」に、 ・基本的な学力を身につけること。 ・知りたい時にわからない時に教えてもらえること。</p> <p>を追加していただきたいです。 子供の貧困が取りざたされています。 算数は積み重ねの教科なので、何か一つでもつまずいてしまうと、次に進むことができません。小学校の算数ができないまま中学に進学しても数学についていくことができません。そのうちに、勉強もつまらなくなります。せっかく良いものをもついていても、基本的な学力がなければ花開くことができないと思います。言葉の表現が間違っているかもしれません、貧困の子どもたちが底辺から抜け出すために、学力は必須ではないのでしょうか？</p> <p>いくら学力社会ではなく実力社会といつても、やはり最終学歴がものをいう時代です。そのためにも、子どもたち全員の基礎学力の向上は必須だと思います。</p> <p>一部の学童保育だけなのかわかりませんが、宿題のわからない所を聞いても教えてもらえない現実。知りたい時にわからない時に教えてもらえない。子どもは、あきらめてしまいます。</p> <p>学校だけではなく、学ぶ楽しさ、探求心を深めてあげることも私たち大人全員の役割ではないでしょうか。</p>	<p>ご意見の内容は、「学ぶこと」に全て含まれていると考えます。</p> <p>これについては、条例を制定する際に作成する条文解説に記載します。</p>	なし
37	第10条（自分らしく生きる権利） 第1号	<p>第10条第1号について、「個性」は削除してもよいのではないか。あるいは、「個人として尊重され、他者との違いが認められること」としてはどうか。</p> <p>「個性」という言葉は多義的で文脈によって様々な意味にとられるように思う。「他者との違いが認められること」と同義、それに尽きると言ってもよいのではないかと考える。あえて入れるのであれば、日本国憲法第13条の文言にならい「個人として尊重され」としてはどうか。</p>	ご意見のとおり、「個人として尊重され、他者との違いが認められること」と修正します。	あり

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
38	第13条（家庭における保障） 第3項 第4項	第13条第3項及び第4項について、「保護者」には親権者ではない「現に養育する者」も含まれるが（第2条第7号），親権者ではないそのような者も「子どもに代わって子どもの権利行使することができます」、「その子どもに関する説明を受け、情報を得ることができます」と言ってしまってよいのか。法令や県個人情報保護条例等との関係の整理や見直し検討が必要と考える。	<p>第13条第2項で、子どもが適切に権利行使するためには、その子どもの置かれた状況を踏まえ、年齢と成熟の度合いに応じて保護者の支援が基本となることを定めています。</p> <p>第3項は、子どもの権利行使を保護者が支援していくにあたって、子どもが乳幼児である場合や障がいのある場合などで、子ども自身による権利行使が困難な場合は、保護者がその子どもの代わりに権利行使するという内容を規定したものです。</p> <p>なお、第13条は家庭内での保護者の責務を規定したものであることから、「子どもに代わって子どもの権利行使できます」ではなく、「子どもに代わって子どもの権利行使するよう努めなければなりません」と修正します。</p> <p>また、第13条第4項については、保護者が、学び・育ちの施設関係者から子どもに関する説明を受け、情報を得ることができるとしたのですが、学び・育ちの施設の関係者の責務を定めた第14条第8項で、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その情報を提供するよう努めなければならないとしていることから、「その子どもに関する説明を受け、情報を得ることができます」ではなく、「その子どもに関する情報を求めることがあります」と修正します。</p> <p>なお、同じく第14条第8項で、情報を提供する側である施設関係者は「その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供するよう努めなければならない」としていることから、ご意見にある「新潟県個人情報保護条例」等との整合性は取れているものと考えます。</p>	あり
39	第13条（家庭における保障） 第6項	第13条第6項、第14条第2項及び第3項について、虐待の定義は、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待なので重なっているのではないか。	家庭における権利侵害の例、学び・育ちの施設における権利侵害の例として、それぞれの場に応じた分かりやすい表現としたものです。	なし
40	第14条（学び・育ちの施設における保障） 第2項 第3項			

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
41	第4章 権利侵害の救済 第5章 権利の保障と推進	一般的な権利保障と推進を先に、例外的な権利侵害があったときの救済対応を後に、という理由から、順序を入れ替えた方がよいと考える。	第4章で規定する子どもの権利侵害への対応も、第5章で規定する子どもに関わる施策に含まれることから、原文のままの順序とします。	なし
42	第17条（権利侵害の救済等）	<p>第17条について、公的第三者機関として、独立して権利の救済や回復のために、相談・調査・調整・意見表明ができ、関係機関や関係者から協力が得られるよう、市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、迅速かつ適切な救済を行い、権利の回復を支援するために、「新潟市子どもの人権オンブズパーソンを設置します」と入れてはどうか。</p>	<p>権利侵害に苦しむ子どもを救済するために、子どもの代弁者として関係者に積極的に働き掛け、関係を調整しながら具体的な問題を改善していく附属機関（第三者機関）の設置を本条例で規定することについて協議を重ねた結果、子どもの意見表明を支援する仕組みや子どもの権利擁護機関の在り方など、子どもの権利擁護を図る施策について検討する国の動向もあることなどから、条例本則では、「附属機関を設置する」とは明記せず、「体制を構築する」という表現にとどめることとしました。</p> <p>そのため附則に、附属機関の具体的な制度設計については、本条例制定後、国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、速やかに検討するよう明記しています。</p>	なし
43		<p>第17条について、「市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、迅速かつ適切な救済を行い、権利の回復を支援するために、「第三者機関」を設置します」にすること。</p> <p>第三者機関は、独立して権利の救済や回復のために、相談・調査・調整・意見表明ができ、関係機関や関係者から協力が得られると思います。</p>		
44	第19条（新潟市子どもの権利推進委員会の設置等） 第5項	第19条第5項について、「新潟市子どもの権利推進委員会」の設置に際して、多様な分野の市民を活用したほうが良いため、子どもの人権に関わるNPO法人も委員に入れてください。	いただいたご意見については、参考とさせていただきます。	なし
45	附則 第2項（附属機関の設置に関する検討）	附則第2項について、「速やかに」ではなく、「施行後〇年以内に」などとして期限を区切るべきである。	現在、国において子どもの権利に関する法整備の動きがある中で、国の動向や社会情勢の変化等を注視しながら、期限を区切るのではなく、可能な限り「速やかに」権利侵害に対する救済機関の設置を検討することを明記したものです。	なし

2 その他のご意見と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
46	第2条（定義） 第5号	第2条第5号について、「学び」の文字がおかしい。	字句の誤りのため、「学」を「学」に修正します。	あり